

6. 社会科学部

(1) 理念・目的

a. 理念・目的とそれに伴う人材養成の適切性

〔現状の説明〕

人間の社会的生活の営みを、政治、経済、経営、法律という学問分野の相関的理解によって解明し、広い視野から新しい状況に対処することのできる判断力と技術を備えた人材を育成することを目的としている。また本学部は、知識を偏重することなく、本学の建学の精神である「真・善・美の探究」を基本に、豊かな人間性を備えた人材の養成にも大きな比重をおいている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部は、昭和59年に創設されてから、17年を経過し、すでに第14期生が卒業している。本学部は、爾来一貫して、「パーソン・トゥ・パーソンの教育」を実践しており、とりわけ人間教育の面で効果を上げてしていると自負している。

また、上記の目的を達成するために、政治、経済、経営、法律の学問分野を包摂したカリキュラムを用意し、学生の科目選択の選択の自由を尊重していること、さらに第5セメスター次（第3年次）における専門コースの選択制は、本学部の大きな特徴である。受験生は、本学部の志望動機としてこれらをあげる例が多い。

昨今のように、教育目標の達成や教育効果を客観的に測定し、あるいは短期的に結果を出そうとする風潮の中にあって、本学部における「パーソン・トゥ・パーソンの教育」の評価は、これを具体的な数値に表すことは難しい。しかし、人格のふれあいによる人間教育の重視は、いつの時代においても教育の原点として必要なことであると思われる。またその成果については、長期的な観点から評価されるべきであろう。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部は、今後も「広い視野から新しい状況に対処することの出来る判断力を備えた人材」や「豊かな人間性を備えた人材」の養成を目標として掲げて行く方針であるが、今後は、このような特色を社会に対して更にアピールしていくことが必要であると思われる。

そのためには、大学がより積極的に地域社会や企業との連携を強める努力をしていくことが必要であろう。具体的には、生涯教育を含め、大学がより周辺地域に開かれ、地域社会のさまざまなニーズに応えることができる環境を整備していくとともに、インターシップなど企業との連携を強めることによって学生に卒業後の進路についてもいくつかの具体的なメニューを提供できるようにすることであろう。

(2) 学生の受け入れ

a. 学生募集の方法、入学者選抜方法の位置づけとその適切性

〔現状の説明〕

高校卒業生数の減少傾向は本学部にとって近年の重大関心事である。入学希望学生の便宜を拡大する必要があることと、入試方法の多様化によってなるべく個性の異なる学生を多く採用したいとの観点から、平成6年度からは一般入試に加えて、センター入試を、また平成8年度からは、公募推薦入試制度に加えて、指定校推薦入試制度を導入した。指定校の選択に際しては、過去10年間の学部内の実績をふまえ、高等学校の中で社会科学部への関心の高さ、入試後の成績の追跡調査、地域性なども考慮に入れ、当初34校を指定した。

さらに平成10年度には、一般入試の受験機会を増やし、受験生の便宜を図ることからA方式とB方式を導入し、A方式は2月に従来の2科目で、B方式は3月に1科目で実施した。また、セメスター制度の導入に伴い、10月入学生のための秋入試制度をも導入し、初年度7名が秋入学生となった。さらに、編入学生についても第3年次への編入に短大等からの指定校制度を導入した。

平成11年度からは、試験方法をより明確にするため、一般入試の名称を1科目型、2科目型とした。

留学生、帰国子女のための入試も行っているが、本学部では志願者、入学者ともに少数である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

ここ数年、志願者の減少傾向に対して、新たな受験者層の掘り起こしという観点から、入試方法の見直しを続けてきている。毎年の対応に追われているのが現実で、入学者選抜のあり方について、長期的な展望が必要であろう。

従来、志願者数の増加に比重を置いてきたが、今後は、限られた志願者の中からいかに適切に選抜を行うか、という観点も必要となろう。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部は、平成13年度に、入試制度の改革、改善等につき、機動性をもって全面的に検討し、立案を行うために、入試企画委員会を設置した。

入試企画委員会の主導のもとに、推薦入試については、過去の実績をもとに、3年ごとに指定校の見直しを行うこととし、平成13年度には過去5年間の実績をもとに、指定校の数を77校に拡大した。さらに、一般入試の入試科目を2科目自由選択型とし、国語と社会の2科目などでの受験への道を開いた。

今後は、高等学校とのきめ細かな連携を図り、過去の入学者に関する追跡調査等の実施を行い、またその開示に向けて努力して行く方針である。

なお、社会人学生の受け入れについては、今後の課題である。

b. 学生収容定員数に対する在籍学生の比率とその適切性

〔現状の説明〕

本学部の第1年次の臨時定員増を含む定員数は、330名であるが、第3年次に50名の編入定員があるため、学生収容定員数は、1,420名である。これに対して在籍学生総数は、平成13年5月末において1,774名である（表2）。

学生収容定員数に対する在籍学生の比率は、平成13年5月末において1.23倍である。

第3年次の編入学生数は、38名、第4年次の編入学生数は、51名である（表3）。

留学生の在籍学生数は、10名である（表6）。

帰国子女の在籍学生数は、1名である（表7）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学生収容定員と在籍学生数の比率は、上記の如く1.23となっている。学生数の適正化は、重要な問題であるが、入学者数については不確実な予測に依存せざるを得ない。したがって、上記の数字は許容範囲と考える。

留年生は、第4セメスター生（第2年次）と第8セメスター生（第4年次）だけに発生するようになっているが、平成12年度については、それぞれ、54名、30名である。この数字は決して小さいものではないが、プレゼミナール等によるきめ細かな指導によっても、最終的には、学生本人の自覚と努力が必要とされる部分は残らざるを得ない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学生収容定員数と在籍学生の比率は、全体としては適正であると思われるが、平成15年度で臨時定員増の措置が終了することをふまえて、今後は、入学者数をやや抑制する必要がある。留学生、帰国子女については、もともと定員がやや少ないのであるが、今後とも定員を充足するように、広報活動につとめる必要がある。

(3) 教育課程

(一) 学部の教育課程

a. 教育課程と理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

〔現状の説明〕

本学部の掲げる理念・目的は、学校教育法第52条および大学設置基準第19条の規定の趣旨を、本学部の特色をもって具体化するものである。

本学部は、上記の目的を達成するために、教授陣に、豊かな実務経験を有するスタッフを加えている。

教育課程の編成においては、第1セメスター次から第4セメスター次には幅広い学際的な知識と展望を吸収し、第5セメスター次からの専門のコース選択に役立て、第5セメスター次から第8セメスター次においては専門コースを深く研究し、学修する工夫をしている。具体的には、政治、経済、経営、法律などの諸分野に共通する専門科目を「共通科目」として第1セメスター次から配当し、第5セメスター次からの専門コース選択がスムーズに行われるように配慮している。また、第5セメスター次から第8セメスター次に配当されている専門科目は「専門基本科目」と「専門発展科目」に分類され、各専門コースにおける科目を履修する上での指針となっている（表36）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部に入学者となる学生の志望動機としては、「パーソン・トゥ・パーソン」、第5セメスター次からの専門コースの選択及び学際的カリキュラムがあげられることが多い。こ

れは、本学の教育目標が特色あるものとして認知されている結果であると思われる。

しかし、第5セメスター次の学生の履修科目を点検してみると、専門コースの選択と共通科目の履修との間に整合性がない場合が少なからず見受けられる。この場合には、演習の担当教員の指導により、必要科目を改めて履修することになるが、共通科目は、専門コースの科目履修の前提であり、専門コースに進む前段階で履修されていることが望ましい。

〔将来の改善・改善に向けた方策〕

本学部の教育の目的は学校教育法に適合し、かつ現時点において大学の一つのあるべき姿を具現するものとして保持すべきであると考えられる。しかし、それを現実化するための教育課程の編成については、スタッフの構成や社会の変化の状況を勘案して点検する必要がある。そのため、本学部においては、平成14年度に学部名称を「社会科学部」から「総合政策学部」へ変更し、また従来の「国際政経」、「経営情報」、「法律政治」の3コースに「環境福祉」を追加する予定である。また公務員志願者の増加を考慮して「法律政治」を「法律行政」へ名称変更することも予定されている。カリキュラムの編成については、学生が一つの専門コースに所属しながら、さらに自由に他コースの設置科目を選択履修することができるように配慮する予定である。また科目選択の自由度が高まるだけに、学生は主体的な履修計画が必要であり、学部としても、そのための情報提供や相談に配慮して行きたい。

b. 教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配慮

〔現状の説明〕

本学部では、学生の履修については、1)「学生案内」、2)「履修要綱・シラバス」、3)「時間割」、4)「基礎演習・演習・卒業研究」という4種類の冊子を作成し、学生に配布している。また学生に対しては、入学時および編入時に詳細な履修のためのオリエンテーションを実施し、また基礎演習・演習の選択の時期（第4セメスター次、編入学生については、第5セメスター次）に必要なガイダンスを実施している。学生は、これらの情報により、各自履修計画を立案し、履修登録をする。また本学部では、随時履修登録についての相談を受け付け、また登録に誤りがあるような場合には、修正の機会を設けている。

基礎演習・演習・卒業研究は一貫しての履修となり、また専門コースと連動するものであるが、履修の有無は選択制であり、本学部では、上記の冊子およびガイダンスの後、統一試験を実施している。担当教員は平均10名程度の学生を指導しており、学生の基礎演習等の加入率は80%強である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

上記の学生への配付資料は、毎年点検ないし修正を実施しており、適正な内容となっていると思われる。

オリエンテーションはきめ細かく実施されており、適正な内容となっていると思われる。

学生が履修登録をする際に、すべての授業科目に必修・選択の区別が事実上存在しないこと、また選択科目が豊富であることは、学生からは大いに歓迎される。しかし、その反面において、学生が履修科目の選択に際して困難に遭遇することも想像に難くない。その

ために、現在、履修要綱において、各セメスター次における履修モデルが用意されている。しかし、学生にとっては、将来の進路を見据えての在学時における体系的な科目選択の羅針盤が必要であるように思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部においては、学生による科目選択の自由度が高いことことから、とりわけ「共通科目」選択に際して、専門コースにおける学修と適合するように工夫する必要があるだろう。そのためには、学生の将来設計は多種多様であることから、困難はあるものの、基礎演習・演習、卒業後の典型的な職業選択等と結びついた履修モデルの作成を検討する余地がある。

c. 各授業科目の特徴・内容や単位計算方法の妥当性

〔現状の説明〕

卒業に必要な単位数は124単位であり、その内訳は専門関連科目 1 類24単位以上、専門関連科目 2 類12単位以上、専門科目84単位以上となっている。この他、担当者の異なる2つのプレゼミナールを履修し、これに合格することが、卒業の条件となっている。また、第5セメスター次への編入学生については、本学部入学以前に在籍していた短期大学などにおいて修得した単位が一括して62単位認定されるため、専門科目62単位以上が卒業に必要な単位となり、プレゼミナールの履修は卒業の条件とはなっていない。

講義科目の必修・選択の区分は、平成10年度のカリキュラム改正で外国語科目もすべて選択必修となり、必修・選択の区分は事実上なくなった。また、教職科目や他学部設置科目は自由科目として履修することになっている。各セメスターへの配当については、専門科目のうちの共通科目と専門科目（基本・発展）以外の科目が第1ないし第4セメスター次に配当され、共通科目以外の専門科目が第5から第8セメスター次に配当されている。

第1ないし第2セメスター次の学生については、特に早く大学になじんで欲しいということから、時間割編成の際に、出来る限り第二外国語を月・金、英語を火・木、プレゼミナールを水に配置し、配慮をしている。単位計算方法については、外国語科目は週2コマの授業を1セメスター受けて2単位を修得、それ以外の科目は週1コマの授業を1セメスター受けて2単位を修得する。演習については、第5セメスター次から第8セメスター次を通じて履修し、第7セメスター次から第8セメスター次に完成させる卒業論文の審査に合格すると、所属コースの発展科目として12単位（演習8単位、卒業研究4単位）が一括して認定される。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

卒業に必要な単位数とその内訳は、教育課程上の必要性を充たしていると思われる。

平成10年度には、カリキュラムを大幅に改正し、外国語科目の必修を16単位から12単位にし、また保健体育科目4単位を必修制から選択制に改めた。従来の必修科目から外れたこれら8単位のうち、4単位は専門教育を強化するためにコース別専門基本科目の履修に振り当てられた。それにより、コース別専門基本科目の必要単位数は、20単位から24単位に増加した。なお、残りの4単位については、学生が、外国語科目や保健体育科目を含めて任意の選択科目の履修に当てることができることとした。

プレゼминаールは、新入生を大学生活になじませること、大学の科目履修への関心を喚起すること、学生の各種の相談に応じること等を目的とし、その内容は各担当者に一任されている。実際には、第1セメスター次に4班程度にグループを編成しての1泊旅行を実施し、また普段は各担当者が、それぞれの専門領域のトピックスについて問題提起をし、討論させたり、基本的なテキストを購読したり、パソコンやインターネットの使い方を教える等などの例が見受けられる。

編入学生については、短期大学等において履修した単位が一括認定されるため、新たな気持ちで専門コースの勉学に取り組むことができるように配慮されているが、「共通科目」の履修増および「基礎演習」については、ハンデキャップがあることも事実である。しかし、実際には、学生は授業に出席し、学修し、良好な成績を収めている状況があり、上記の問題についてはそれほど現実的な問題となっていない。

基礎演習・演習・卒業研究は、原則として第4セメスター次から第8セメスター次を通じての一貫した選択履修であるため、途中での脱落が問題であるが、いままでのところそのような例は報告されていない。その原因としては、担当教員と学生及び学生相互の人間関係の形成にあるように思われる。ただし、就職事情の悪化により、第7セメスター次ないし第8セメスター次の学生に勉学のための時間が不足していることは、大きな問題である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

プレゼминаールについて基本方針に変更はないが、学生の安全への配慮と第1セメスター次及び第2セメスター次を同等に扱う必要から、平成13年度において、従来の1泊旅行に代えて各プレゼминаールごとに博物館見学、スポーツ大会、懇親会等を第1セメスター次と第2セメスター次にそれぞれ1回ずつ実施することに改めた。

また、セメスター制度導入の完成年度を迎え、その教育課程のあり方とそれに付随する事項、例えば秋入学制度の定着度、社会人の受け入れ（科目等履修生や聴講生）などについて、制度の様々な問題点を洗い出し、検討することが教育課程を充実させるために不可欠であろう。

なお、本学部では、既述のごとく、平成14年度からの学部名称の変更およびそれに付随したカリキュラムの改訂を実施する予定であるが、とりわけ、従来の「共通科目」を拡充し、また専門科目のうち、基本科目と発展科目の区分の見直し、発展科目の選択の自由化、IT関連科目の充実等を行う方針である。

d. 国内外の大学等との単位互換性の実施とその適切性

〔現状の説明〕

本学部では、平成12年度から、国際問題研究所による海外研修プログラムに参加した学部生および大学院生には、帰国後のレポート提出及びその評価により、一定の単位を認定する制度を用意しているが、他大学との単位互換の制度は存在していない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

海外研修は、学生の安全を確保したうえで実施する必要があるが、現在では10名程度の規

模で行っている。

本学部では、各専門コースに必要な科目を配置しており、現時点では、他大学との単位互換性の問題は現実的となっていない。また海外の大学についても、留学を希望する学生はそれほど多くなく、単位互換性の問題は現実的となっていない。また留学希望者の数が多くないことについては、外国語学部とは異なり、語学力の養成を主目的としていない本学部の性格に由来すると思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

海外研修プログラムは、まだ歴史が浅く、今後ノウ・ハウを蓄積し、いっそうの安全性の確保と内容の充実を図って行く方針である。またそのために、平成13年度においては、担当教員に加えて、国際問題研究所よりプログラムの評価委員が同行し、点検を行う制度を導入している。

単位互換性の問題については、学生や他大学からの申し入れ等具体的な問題状況が発生した時点で検討する方針である。

e. 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定とその適切性の評価

〔現状の説明〕

本学部では、専門学校卒業者に短期大学卒業生と同等に編入資格を認めている。また短期大学卒業生には、短期大学の卒業に必要な62単位を一括認定している。他大学から本学部の第5セメスター次に編入してくる学生についても同様である。標記単位の認定の実数については、表41の通りである。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

短期大学等の既履修科目は、本学部における専門科目への前段階において必要な科目と必ずしも適合すると限らないが、本学部では、学生の従来の勉学の結果を尊重するとともに、新しい専門科目の勉学意欲を喚起するために上記の単位認定制度を採用している。学生は、自己責任において不足分の補充をしなければならないが、いまのところ支障は生じていない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

編入学生の単位一括認定制度については、今後も保持して行く方針である。なお一般学生との比較において基礎学力の低下が問題とならないように、授業、演習において配慮して行きたい。

f. 社会人・外国人留学生・帰国子女に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

〔現状の説明〕

社会人の入学試験は実施しておらず、社会人の学生は存在しない。

外国人留学生及び帰国子女については、教育課程編成において特別扱いをしていない。ただし、入学時に特別なガイダンスを実施し、またプレゼミナールに配属する際、特に教務担当の専任教員のところに配属し、よりきめ細かい履修指導ができるように配慮してい

る。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

外国人留学生及び帰国子女について、上記のように一般学生と区別せず、むしろ交流を促進する方法は、これまでのところ所期の成果をあげていると思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部における定員数に占める留学生及び帰国子女の割合は、それほど大きくないが、学部の規模に適合しているものとする。

本学部の方針として、これらの学生については、入学試験において配慮するほかには特別扱いしないこと、また学生に生じる各種の問題については、プレゼミナールや演習の担当教員が個別的に配慮している。この方法は所期の成果を上げており、今後もこれを保持して行くことになろう。

g. 教育上の効果を測定するための方法

〔現状の説明〕

プレゼミナールにおいては、授業への参加の態度を合・否によって評価している。すべての授業科目において、試験（授業内試験・レポート提出を含む）を行い、A、B、C、D、Eの成績評価をしている。なおEは履修放棄を意味している。

基礎演習については、参加態度によって、また演習・卒業研究については、参加態度、研究内容を総合的に勘案して、A、B、C、D、Eの成績評価をしている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

プレゼミナールについては、合・否のみであることから、学生の意欲を喚起するために授業内容の工夫が必要である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学生に対する成績評価は、学内における教育上の効果を測定する一つの目安にはなっているが、しかし、この評価基準にはかなりの幅があることも事実である。例えば、Aという評価は、その学生の能力についてのみでなく、その学生の課題に対する取り組みの熱心さについてもなされる場合があるが、「A」評価でそれを識別することはできない。「飛び級」による大学院への進学も視野に入れるなら、これを識別できるような評価の方法を検討する必要があるかもしれない。

本学部では、成績の評価を各科目担当者の裁量権に含まれるものとして、各担当者に一任している。この成績評価の方法は伝統的なものであるが、基本的に保持されるべきであろう。

なお、現在は、評価に対する疑義については、各担当者が個別的に対応しているが、その制度化を検討する必要があるであろう。

h. 学生に対する履修指導の適切性

〔現状の説明〕

本学部では、b.で触れたように、1)「学生案内」、2)「履修要綱・シラバス」、3)「時間割」、4)「基礎演習・演習・卒業研究」という4種類の冊子を作成し、学生に配布している。またこれらの資料をもとに入学時等のオリエンテーション期間中に必要なガイダンスを実施している。さらに、授業開始第1週に履修相談室を開設し、個別の相談に応じている。

この他、第5 Semester生の基礎演習選択及び編入生の演習選択について統一説明会と個別説明会を開催している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

「履修要綱・シラバス」、「時間割」等はわかりやすく作成されており、また各ガイダンスも適切に開催されている。

平成10年度のSemester制度への移行時当初は新制度の周知徹底に留意したが、制度の完成年度を迎えてこれも一段落した感がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成14年度に学部名称の変更及びそれに伴うカリキュラムの変更が予定されているところから、とりわけ在学生の間に混乱や不利益が生じないように、移行措置等の検討を進めている。

i. 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置

〔現状の説明〕

学生は第1 Semester次及び第2 Semester次において必ずいずれかのプレゼミナールに所属し、担当教員からの直接の指導を受けることができる。また第4 Semester次から第8 Semester次においては、基礎演習・演習に所属し、研究指導を受ける。

教員は、研究室において随時学生と面会することができるシステムを採っており、教員と学生との接触の機会が多い。

また、図書館には各教員別の推薦図書・参考図書のコーナーが設けられており、学生が主体的に学修に取り組める環境が整えられている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員の授業内容については、学生からのアンケートなどを実施する制度はないが、担当教員によっては個別に学生から意見や感想を聴取し、より効果的な教育指導を行うための参考にしている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

授業内容の活性化等の問題については、本学部の教育がプレゼミナール、基礎演習・演習を始めとして少人数制で行われていることから、制度的には現状を保持して行くことで良いと思われる。

ただし、従来、各専門コース、外国語科目、プレゼミナールの各担当者は、方法論について随時協議し、工夫をこらしており、この努力は今後も継続して行く必要がある。

j. 授業形態と授業方法の適切性・妥当性とその教育指導上の有効性

〔現状の説明〕

本学部では、1人の教員が、プレゼミナール、基礎演習・演習においてそれぞれ約10名の学生を指導している。またこれらの授業は、おおそ各教員による学生との対話、討論レポート作成等の方式で行われている。

語学科目では、英語において1クラス25人程度の学生数で実施されるように配慮をしている。第二外国語科目では、年度によって各外国語の履修者数変動するため、人数の多いクラスができることもあるが、希望者の多い中国語については、ドイツ語、フランス語よりも多くのクラスを設置して対応している。

その他の授業科目については、学生の選択によるために、履修者数は科目ごとに多様である。授業の方法は、通常の講義形式によるものが多いが、専門分野によっては、プロジェクト等を利用しての視覚的教育も行われている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

履修者数は、専門科目においては、平均して100名以内であるが、専門関連科目においては、現在同一キャンパスにある保健学部及び外国語学部との合同授業化が進められていることから、履修者数の多い授業も現れている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

少人数制の教育は、本学部において今後も保持されて行くべきものである。専門関連科目の履修者数が、科目によって多くなる問題については、大学運営の必要上やむを得ない面がある。今後、教育効果において問題が生じるか否かを見守って行きたい。専門科目の授業形態は、分野において多様であり、また本来各担当者に委ねられるべきである。しかし、本学部では、各担当者の自主性に配慮しながら、より効果的な方法を模索し、IT化時代に即応した授業方法について研究会を設けている。

なお、近時、国民の祝日が増加し、曜日によっては授業時間数に不足をきたす事態が生じているため、平成13年度から補講期間を設けた。

(二) 生涯学習

a. 生涯学習への対応とその適切性、妥当性

〔現状の説明〕

本学部では、本学の各学部合同で定期的実施する三鷹、八王子における社会人向けの講演会に参加している（表42）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部の専任教員が交代でそれぞれの専門分野における社会的な問題について講演を行

ってきた。また出席者には、毎回好評を博したが、一通りの役割を終えたものとして、従来型のものは、平成12年度をもって終了することとしている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部では、平成13年の6月に独自で「IT,環境、そしてグローバル化」というテーマで八王子において講演会を実施したが、このテーマに現れているように、出席者層については、より若年世代に目を向け、その拡大を図って行く方針である。

(4) 研究活動

a. 教員の研究活動の活性度を検証するためのシステム

〔現状の説明〕

本学部においては、専任教員を会員とする杏林大学社会科学学会による定例研究会を実施し、また学部紀要「杏林社会科学研究」を年4回発行している。また全学的な紀要として「杏林大学研究報告～教養部門」を年2回発行している。なお前者はレフリー制を採用している。

なお上記の紀要における研究を含め、教員の研究活動については、各年度毎に「杏林学園業績目録」が作成されている。また、本学の自己点検・自己評価冊子である「杏林大学の現況」の各年度版が刊行されており、各種研究補助金交付状況、教員による学会・研究会等主催状況、海外における学会・調査研究等出張状況、学内の紀要等定期刊行物発行状況などが一覧できる。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

上記の紀要は、約450の他大学の図書館や研究機関にも送付され、学部の研究・教育水準を広くアピールする役割を果たしている。

上記のように、教員の研究活動の活性度を検証するシステムは整備されている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成13年度より、IT化による学部情報の開示促進の一環として、「杏林社会科学研究」の内容及び各専任者の研究業績を学部のホームページにおいて公開している。

b. 教育研究上の各組織単位毎の教員研究活動の活性化等の状況

〔現状の説明〕

社会科学学会主催による定例研究会を原則として隔月に実施している。また各専任教員の研究活動の実績については、表15の通りである。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

各専任者の個人的な研究活動のほか、キャンパスにおける学会の招致開催、八王子駅周辺における公共施設を利用したワークショップの開催など、研究活動はさまざまに活性化され、着実な成果が得られている。

なお、平成6年の大学基準協会の維持会員への加盟審査の際に勧告を受けた「教員の研究活動状況が一般に低調」については、すでに多くが改善されていると思われるが、今後とも努力を継続して行きたい。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部は、社会科学の諸分野を広く包摂することを特色としていることから、各教員の所属学会など研究活動の場は必然的にキャンパスの外になる。そのためには、時間のゆとりが必要である。しかし、現在の大学のおかれている環境を考慮すると、学生への配慮を充実させ、魅力のある学部づくりを進めて行かなくてはならない。すなわち、より一層充実が求められる学生の教育と、さらなる活性化が求められる研究活動の両立が専任教員の最大の課題であり、今後委員会活動の合理化等の工夫が必要である。

c. 教員の研究活動を活性化させ促進させるための諸条件の整備状況

〔現状の説明〕

本学部においては、年間の個人研究費として、教授55万円、助教授53万円、専任講師50万円が配分されている。この個人研究費は、教員個人からみた使用区分としては、狭義の個人研究費（書籍購入費用等）と学会出張費に分けられるが、表19および表20の支出額は、それぞれの総額である。

また本学部では、社会科学学会会員の研究活動に対する助成を行っている。これには、研究活動に対する助成としての「奨励研究」とその成果である著書の出版に対する助成としての「出版助成」とがある。

さらに、八王子キャンパス3学部2研究科においてプロジェクト研究費による共同研究の制度がある（表21）。

また、教員の海外留学・在外研究も平成8年度から制度的に実施され、毎年1人ずつ在外研究者が派遣されている。

なお、研究室は、専任教員に個室が用意されており、そのスペースには、プレゼミナールや基礎演習・演習を行うだけの余裕がある（表22）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

専任教員の研究活動を活性化させるための諸条件は、研究費及び研究施設面においては、整備されている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

18歳人口減少のため、本学部においても学生募集や授業内容の改善等多くの取り組むべき課題を抱えている。そのことは、教員の応分の負担増を意味するであろう。しかし、本学部では、今後、校務の合理化を図り、研究活動の活性化との調和を実現すべく努力する方針である。

(5) 教員組織

a. 学部の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織の適

切性・妥当性

〔現状の説明〕

平成13年5月末現在の社会科学部専任教員数は、43名である(表10)。専任教員の氏名および担当科目は表12の通りである。そのうち客員教授は8名、教授25名、助教授12名、講師3名である。なお客員教授8名のうち、1名は、年度途中で病気のため退職している。また全教員のうち外国人教員は1名(講師)である。専任教員の男女比は41:7である。また客員教授の平均年齢は67歳、その他の専任教員の平均年齢は、49.5歳である。さらに専任教員48名のうち、専門科目担当教員は41名、専門関連科目(旧一般教育科目)担当教員は7名である。

なお他学部所属の教員であって、本学部の授業を兼担する者は10名、さらに本学を本務としない兼任教員数は42名である(表13)。

専任教員の授業の担当時間は、1授業時間は90分単位であり、平均して教授11.6、助教授11.8、講師13.3である(表17)。

学生総数は1,774名であり、専任教員1人あたりの学生数は40.55名となる(表10および表10)。

なお本学部では、いわゆる講座制は採用していない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員の年齢構成については、平成5年4月に大学院国際協力研究科修士課程、平成7年4月に同博士後期課程が設置されたことに伴い、やや高年齢層の教員の新規採用が行われたこと、また若年層の新規採用が進まなかったために、全体として平均年齢が上昇している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

平成12年度末において定年等で7名の専任教員が退職し、また平成13年度に、若手教員2名が新規採用され、専任教員の年齢構成はやや若返っている。なお今後も若年層の補充に留意する必要がある。

b. 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

〔現状の説明〕

本学部においては、教務委員会が標記の問題を所管し、原則として月1回の定例会議を開いて検討している。また教務委員会には、各分野の専任者が委員として参加しており、必要に応じて、教務委員会の提案に応じて、各分野で検討のための会議が開かれている。また教授会及び専任者会議において全体としての調整が図られている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員間の連絡調整については、上記のシステムは、機能的に作動している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

上記のシステムについては、今後もこれを保持することで足りると思われる。

c. 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

〔現状の説明〕

本学部の教育課程の編成においては、基本的には各科目の担当者が単独でプレゼミナール、基礎演習・演習、授業を実施するタメティーチング・アシスタントはいない。情報処理教育は、情報処理教育センターで行っている（情報処理教育センターの項目を参照）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

現在のカリキュラム内容では、教科担当者以外の人的補助を必要としていない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

人的補助体制の要望はない。

d. 教員の募集、任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用状況

〔現状の説明〕

教員の募集、任用・昇格については、学部内の人事委員会において候補者を選定し、業績審査及び面接のうえ、教授会において審議し、決定する。

なお、助教授以下の昇任人事については、研究業績および教育業績について2名の審査委員による予備審査及び3名の審査員による本審査を経ることが必要である。また、教授への昇任および教授の新規任用については、教授会において特別に教授選考委員会を組織し、候補者を選定した後、3名の審査員による研究業績および教育業績についての審査を経ることが必要である。

昇任に関する基準は、人事委員会の内規によっている。

外国人教員の任用に関する特別な規定は存在しない。

任期制教員の採用については、規定は存在せず、個別契約によっている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員の募集については、公募制ではなく、人事委員ないし専任者の推薦によっている。本学部においては、「パーソン・トゥ・パーソン」による人間教育を重視することから、教員任用についても人物及び学風を重視し、上記の方法によって所期通りの人材を確保している。

本学部においては、平成11年度において外国人の任期制語学担当教員を1名任用したが、同教員は、平成12年度末に退職している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員の募集等の方法は、学部の目標に適合し、今後も保持されるべきであろう。

なお、外国人教員の任用及び任期制教員の採用については、今後制度化を検討する必要があるであろう。

e. 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

〔現状の説明〕

本学部の専任教員は、既述のごとく、年4回刊行されるレフリー制の紀要「杏林社会科学研究」へ寄稿することができる。また専門関連科目系の論文等については、年2回刊行される「杏林大学研究報告～教養部門」へ寄稿することができる。

これら学内において公表された研究業績を含め、全研究業績は、自己評価の一環として毎年「杏林大学業績目録」として刊行されている。

また専任教員は、上記の研究業績を含め、全研究業績について、昇格手続に際して審査委員及び教授会の評価を受ける。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教育研究活動の評価は、制度上は、昇格審査に際して行われる。また審査は、複数の審査員によって行われること、また他学部の教員に委嘱する例もあり、またその結果が教授会に詳細に報告されることから、妥当であると思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

専任者の「杏林社会科学研究」に掲載された論文及び研究活動は、平成13年度から開始した学部のホームページに掲載され、外部からの評価に備えている。

(6) 施設・設備等

a. 教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

〔現状の説明〕

校地面積、グラウンド、学生食堂、保健センター、電算機室等全学共用の施設については、大学の当該項目を参照されたい。

社会科学部の講義室等については、表43に掲げる通りである。

社会科学部専任教員のための研究室については、表22に掲げる通りである。

図書館社会科学部分館については、大学図書館の項目を参照されたい。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

講義室等については、室数および面積は、学部の規模に応じて用意されたものであり、必要度を満たしている。

社会科学部専任教員は、研究棟内に、ゼミナール等の授業を行うに足りるスペースを持つ各自の研究室を有している。また研究棟には、大中小の会議室、談話室、兼任講師控室、スタッフルーム、受信室、大学院演習室等が配置され、機能的に活用されている。

講義室等の部屋数およびスペースは充足されているが、これらを包括する校舎棟は、昭和59年の学部開設時に建設されたもので、視聴覚教育等の新しい授業形態については、やや設備が不十分である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

講義棟については、視聴覚教育拡充の面から施設面における整備を始めている。

研究棟については、平成12年度における学内LANの基盤整備に伴い、今後学内における各種の連絡のあり方等利用の促進を検討している。

b. 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制

大学の該当項目の記述を参照されたい。

(7) 学生生活への配慮

a. 奨学金、その他経済的支援

〔現状の説明〕

奨学金については、杏林大学奨学金、日本育英会、留学生のための日本国際教育協会学習奨励費、平和中島財団、八王子市奨学金が主なものである。杏林大学奨学金は、成績優秀な学生に給付されるが、日本育英会等については、公募を行い、応募書類と面接に基づいて、学業成績、生活の困窮度等を総合的に勘案して候補者を選定している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

奨学金を提供する主要な団体は、日本育英会ほか大学外部の団体であり、本学部としては、これら団体の支援に対して感謝する次第であるが、年々給付または貸与の人数枠が狭まる傾向にあり、希望を叶えられない学生の数が増加しつつある。

本学独自の奨学金制度もあるが、財源上の理由により、やはり人数の枠は、なかなか拡大することが困難な状況である。奨学金受給状況は別表1の通りである。

また近年学納金納付の困難による退学または除籍者数が増加傾向にある（別表2）。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

奨学金については、外部的な要因及び内部の財政状態に依存するため、決定的な方策を見いだすことが難しい状況である。社会における一般的な経済状態の好転を切望する。

別表1 平成12年度 社会科学部特待生・奨学金受給者数

種 類	受 給 者 数	
杏 林 大 学	特待生	1
	奨学生	11
日本育英会	1種	42
	2種	7（※内緊急2名）
	希望21	37

別表2 平成12年度 社会科学部退学・除籍者数

退 学 者 数	除 籍 者 数
51	7

※退学は、病気、他大学受験、進路変更等を理由に、本人の申請に基づき、所定の手続を経て認められる。

除籍は、学費未納により、一定の猶予期間を経て、所定の手続を経て行われる。

b. 学生相談、進路相談に対する対応

〔現状の説明〕

本学部では、学生の相談については、「パーソン・トゥ・パーソン」の特色を活用し、プレゼミナール及び基礎演習・演習の担当教員が実施している。また基礎演習・演習に所属していない学生は、随時学生課を通じて学生委員会の教員に相談することができる。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

プレゼミナール、基礎演習・演習の担当者が、必要性を感じた場合には、学生のプライバシーに配慮しつつ、随時教務委員会、学生委員会の委員と協議する体制がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部における「パーソン・トゥ・パーソン」の特色がよく機能しており、これは今後も保持して行きたい。

c. 心身の健康保持・増進のための配慮

〔現状の説明〕

健康管理については、毎年春季に全学年の学生を対象に定期健康診断を実施している。平成11年度までは、新入生と第7セメスター生および体育系のクラブ所属学生にのみ実施していたが、平成12年度からは、これを全セメスター生に拡大し、また体育系クラブに所属する学生については、心電図等特に必要と思われる受診科目を追加して対処している。

精神的なケアについては、保健センターにカウンセラーとして保健学部所属の専任者が配置され、医学部付属病院と連携をとりながら対処している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

精神的なケアが必要な学生については、プレゼミナール及び基礎演習・演習の担当者から保健センターに連絡し、対応を図るが、本人の意思を尊重しなければならず、困難がある。またいわゆる「ひきこもり」の学生に対しては、効果的な対応方法が見つからず、苦慮している実情がある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

学生部において、カウンセラーと協調し、カウンセラーの相談へ応じさせるような対応を検討して行きたい。

d. 課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援

〔現状の説明〕

学園祭（文化祭）は、八王子キャンパス全体の行事であり、杏園祭実行委員会と呼ばれる学生のクラブが主体となって毎年秋に2日間実施される。杏園祭実行委員会には、各学部の学生委員会から担当者がでて指導や相談に当たっている。杏園祭の運営は、学生の主体的活動にゆだねられており、教員の関与はアドバイスにとどまる。特に社会科学部には、

経営、マーケティング、財務等の専門家がおり、学生には一つの事業体としての活動ができるように指導している。

その他のクラブ活動については、体育系クラブ、文化系クラブ、その他同好会があり、顧問として教員が指導に当たり、また学生委員会において運営費の助成を行っている。クラブ・同好会の現況については、別表3を参照されたい。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部では、課外活動の参加者の数が必ずしも多くないことに鑑みて、加入率を高めること、また各クラブの持続性を保持することに指導の重点を置いている。そのため、毎年、クラブ・同好会の代表者と学生員との協議会をもち、クラブ・同好会の運営について話し合いや改善の勧告を行っている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

課外活動は、本来学生の自発性に委ねられるべきであるが、本学部では、課外活動において豊かな人間形成の機会があることを前提に、今後も資金面での助成及び適正な運営について支援して行く方針である。

別表3 平成12年度クラブ・同好会在籍者数

〈クラブ〉

団体名	保健	社会	外国語	合計
ハンドボール部	0	8	3	11
自転車部	2	12	3	17
探訪部	0	29	22	51
杏林書道会	2	5	3	10
フィールドアドベンチャー	0	13	8	21
韓日言語	0	3	23	26
少林寺拳法	4	15	7	26
軟式野球部	3	9	3	15
ライフセービング	5	8	4	17
アメリカンフットボール	1	17	13	31
チアリーダーディング	6	2	7	15
ベーシックスキー	0	6	19	25
ソフトボール部	1	11	2	14
硬式野球部	2	15	3	20
Wit'z	0	1	1	20
サッカー部	1	23	9	33
男子バレー部	3	4	4	11
男子バスケットボール部	3	11	6	20
端艇部	8	18	12	38
社外 軽音楽部	0	13	7	20
女子バスケットボール部	0	1	6	7
写真部	0	8	22	30

女子バレー部	4	0	3	7
社外バドミントン	6	24	13	43
ラグビー部	1	11	7	19
劇団SAGA	0	8	3	11
情報メディア	1	9	4	14
吹奏楽団	7	10	7	24
剣道部	6	8	5	19
硬式庭球部	2	24	11	37
中国歌劇団	0	3	10	20
柔道部	3	3	2	8

〈同好会〉

同好会名	保 健	社 会	外国語	合 計
アスレチックサークル	5	7	4	16
アジア交流会	0	6	23	29
ビリヤードサークル	1	14	15	30
W-FOX	2	27	1	30
中南米研究会	0	0	10	10
Vorce	6	20	22	48
国際科学研究会	0	8	0	8
スピリッツ	0	10	13	23
ヘブライ研究会	0	0	12	12
囲碁将棋同好会	0	7	8	15
トライアンフスキー	1	45	19	65
ゴルフ同好会	0	4	0	4
テコンドー	0	5	0	5

※比較のため、他学部の学生数を併せて掲記した。

(8) 管理・運営

a. 教授会の権限、特に教育課程や教員人事において教授会が果たしている役割

〔現状の説明〕

(1) 教授会の権限

教授会は、専任の教授によって組織されており、学部の最高の意思決定機関として、教育、教育人事、学生、研究、その他学部長が必要と認めた事項を審議する（学則第12条5項）。

教授会のもとに別表4のような各種委員会が設置されており、教授会の委任に基づいて教務委員会及び人事委員会等が専門的な検討を行うが、教育課程及び教員人事については、教授会が、学部の最終的意思決定機関である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教育課程及び教員人事については、所管委員会の審議に基づき、教授会で適正に審議が行われているものと考えられる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

専門の委員会で審議し、教授会で最終的に審議するという方式は、大学において普遍的であり、この方式は、今後においても保持されるべきものであろう。

別表4 社会科学部委員会

教授会	第一委員会（制度委員会）
	第二委員会（人事委員会）
	第三者委員会（学生委員会）
	第四委員会（教務委員会）
	第五委員会（研究委員会）
	第六委員会（就職委員会）
	第七委員会（図書委員会）

- ※入試審議委員会
- ※自己評価委員会
- ※入試作業委員会
- ※国際問題研究所運営委員会
- ※入試企画委員会
- ※親睦会

第一ないし第七までの委員会および自己評価委員会は、八王子3学部それぞれにそれぞれ設けられている委員会である。また※印のその他の委員会は、学部において必要性が認められて設置されている常設性のある委員会である。

以上の委員会のうち、第一委員会（制度委員会）は、各専任者の研究費に関する事項等を所管する。

第二委員会（人事委員会）は、専任教員の昇格および新規採用を所管する。

第三委員会（学生委員会）は、退学・除籍、再入学、奨学金、学生の健康管理、クラブ活動、学園祭の支援、卒業準備、卒業アルバムの作成、アパートの斡旋、相談等学生生活全般を所管する。

第四委員会（教務委員会）は、カリキュラムの作成、改訂、教員の科目担当、定期試験の実施、進級、卒業判定、転入学等教務に関する全般的事項を所管する。なお八王子キャンパスには、3学部共通する教職課程に関する委員会が設置されており、本学部では、第四委員会の内部に小委員会が設置されている。

第五委員会（研究委員会）は、全専任者から構成される社会科学学会に関する事項を所管する。

第六委員会（就職委員会）は、大学レベルで設置されているキャリア・サポート・センターの組織の一部である。詳細については、キャリアサポートセンターの項目を参照されたい。

第七委員会（図書委員会）は、杏林大学図書館・社会科学部分館の運営にあたっている。詳細については、図書館の項目を参照されたい。

国際問題研究所は、杏林大学の付属研究所であるが、事務局が社会科学部内に設置され、

学部内の専任教員からなる運営委員会によって運営されている。詳細については、国際問題研究所の項目を参照されたい。

入試企画委員会は、入試作業委員会および入試センターと連携しながら、入試のPR等入試に関わる全般的な事項を所管する。

親睦会は、社会科学部と外国語学部所属の教職員により組織されている親睦を図るための会であり、本学部からも委員が選出されている。

なお上記の委員会のほかにも必要性に応じて随時委員会が設けられることがある。

また上記の委員会のうち、第三者委員会、第四委員会、第七委員会の長は、学長により任命される学生部長、教務部長、図書館分館長がこれにあたる仕組である。また現在では、キャリアサポートセンター長は、第六委員会（就職委員会）の委員長と同一である。

b. 学部長の選任手続の適切性・妥当性

〔現状の説明〕

本学においては、講師以上の専任者の選挙により、学長を選任し、学長が学部長を選任する方式を採用している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

学部長の選任については、ほかに学部内における選挙が考えられるが、現状の方式は学部内においても受け入れられており、定着している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

本学部においては、現行の制度が保持されるであろう。

(9) 自己点検・評価の組織体制

a. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度

〔現状の説明〕

本学部では、自己評価委員会を設置し、日常的に点検・評価を実施している。自己評価委員会は、学部長、教務部長、学生部長、図書館分館長、大学院国際協力研究科教務委員長、大学自己評価委員会学部代表から構成されている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部の点検・評価の結果は、毎年「杏林大学の現況」という大学レベルの報告書にまとめられている。

自己点検・評価の組織体制は、各委員が学部内の制度、人事、学生、教務、入試、図書、研究、就職等の専門の委員会に所属しているために、問題点を具体的に把握することに役立っている。ただし、その反面として、各委員にかかる負担が大きいことは否めない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

自己点検作業については、評価の実施に終わることなく、その成果が学部改革に生かさ

れるように提言等を実施して行きたい。

b. 将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステム

〔現状の説明〕

本学部においては、将来の発展に向けた改善・改革のための特別な組織は存在しないが、教授会の付託に基づき各種委員会が上記の問題について常時検討している。自己評価委員会による評価は、その際の重要な資料である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本学部の自己評価が、学部改革に活用されるためには、なお専任教員の意識改革が必要であると思われる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今後は、自己評価委員会において、自己評価の結果をより積極的にアピールし、また教授会に提言をするなど、専任教員の意識改革及び学部の改革における自己評価委員会の役割を明確化することが必要であろう。